



# 山形県公報

平成15年10月31日(金)  
第1488号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ...1238

### 告 示

- 有害図書類の指定..... (文化振興課) ... 同
- 鳥獣保護区の存続期間の更新..... (環境保護課) ...1240
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定..... ( 同 ) ...1241
- 昭和58年10月県告示第1515号(鳥獣保護区の設定)の一部改正..... ( 同 ) ...1242
- 昭和48年10月県告示第1473号(鳥獣保護区の設定)の一部改正..... ( 同 ) ...1243
- 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... (農政企画課) ... 同
- 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 ) ...1244
- 民有保安林の指定の解除..... (森 林 課) ... 同
- 公共測量の終了の通知..... (管 理 課) ... 同
- 都市計画事業の認可の告示..... (都市計画課) ...1245
- 平成11年3月県告示第283号(県営住宅の駐車場の使用料の額)の一部改正..... (建築住宅課) ... 同
- 平成11年3月県告示第283号(県営住宅の駐車場の使用料の額)の一部改正..... ( 同 ) ... 同
- 平成14年12月県告示第1287号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正..... ( 同 ) ...1246
- 平成14年12月県告示第1287号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正..... ( 同 ) ... 同
- 道路の区域の変更..... (最上総合支庁建設総務課) ... 同
- 開発行為に関する工事の完了..... (庄内総合支庁建築課) ...1247
- 同..... ( 同 ) ... 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... (出 納 局) ... 同
- 同..... ( 同 ) ...1248

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則..... 同

### 公 告

- 屋外広告物講習会の実施..... (都市計画課) ...1250
- 一般競争入札の公告..... (出 納 局) ...1251

## 規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第67号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表中 

|            |     |               |
|------------|-----|---------------|
| 県営関口アパート1号 | 南陽市 | 広場及び緑地、通路、駐車場 |
|------------|-----|---------------|

 を

|            |     |               |
|------------|-----|---------------|
| 県営関口アパート1号 | 南陽市 | 広場及び緑地、通路、駐車場 |
| 県営関口アパート2号 | 南陽市 |               |

 に、

|            |     |               |
|------------|-----|---------------|
| 県営関口アパート4号 | 南陽市 | 広場及び緑地、通路、駐車場 |
| 県営桜木アパート1号 | 南陽市 |               |

 を

|            |     |               |
|------------|-----|---------------|
| 県営桜木アパート1号 | 南陽市 | 広場及び緑地、通路、駐車場 |
|------------|-----|---------------|

 に、

|          |     |                    |
|----------|-----|--------------------|
| 県営萩生住宅   | 飯豊町 | 通路、駐車場             |
| 県営飯豊アパート | 飯豊町 | 児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場 |

 を

|          |     |                    |
|----------|-----|--------------------|
| 県営飯豊アパート | 飯豊町 | 児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場 |
|----------|-----|--------------------|

 に改める。

附 則

この規則は、平成15年11月14日から施行する。ただし、別表の改正規定中

|            |     |               |
|------------|-----|---------------|
| 県営関口アパート1号 | 南陽市 | 広場及び緑地、通路、駐車場 |
|------------|-----|---------------|

 を

|            |     |               |
|------------|-----|---------------|
| 県営関口アパート1号 | 南陽市 | 広場及び緑地、通路、駐車場 |
| 県営関口アパート2号 | 南陽市 |               |

 に改める部分は平成15年11月1

日から施行する。

## 告 示

山形県告示第982号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

## (図書)

| 指定番号 | 題名                         | 図書コード    | 発行所等         | 指定の理由                               |
|------|----------------------------|----------|--------------|-------------------------------------|
| 7981 | 愛の体験スペシャルDX 11月号           | 11585-11 | 竹書房          | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 7982 | 月刊メルフレボンバー 11月号            | 08513-11 | KKベストセラーズ    |                                     |
| 7983 | ザ・ベストSpecial 11月号          | 14077-11 | KKベストセラーズ    |                                     |
| 7984 | DVD Club 11月号              | 06306-11 | (株)MCプレス     |                                     |
| 7985 | Drピカソ 11月号                 | 06635-11 | (株)パウハウス     |                                     |
| 7986 | コミックアムール 11月号              | 03801-11 | (株)サン出版      |                                     |
| 7987 | コミックマノン 10月号               | 13773-10 | (株)マガジン・マガジン |                                     |
| 7988 | ハーレム革命                     | 50020-45 | (株)少年画報社     |                                     |
| 7989 | レディースコミック・タブー 11月号         | 19673-11 | 三和出版(株)      |                                     |
| 7990 | 素人妻自身(熟女宣言11月増刊号)          | 05138-11 | 平和出版(株)      |                                     |
| 7991 | マガジン・バン 11月号               | 18385-11 | (株)サン出版      |                                     |
| 7992 | 裏デラベっぴん 11月号               | 16487-11 | 英知出版(株)      |                                     |
| 7993 | 別冊GON 11月号                 | 18185-11 | ミリオン出版(株)    |                                     |
| 7994 | 本当にあったHな話 11月号             | 18113-11 | (株)ぶんか社      |                                     |
| 7995 | 信じられない人妻のあの話               | 09812-11 | 平和出版(株)      |                                     |
| 7996 | 漫画トレピアン抱穢 11月号             | 18639-11 | (株)綜合図書      |                                     |
| 7997 | DiGi USER 11月号             | 06381-11 | (株)宝島社       |                                     |
| 7998 | ケータイインディーズ非公式ガイド3          | 61810-70 | 英知出版(株)      |                                     |
| 7999 | あぶないケータイ裏サイト NEXT          | 67597-04 | (株)リード社      |                                     |
| 8000 | 激危ケータイ究極の裏メニュー大全 vol.3     | 67475-01 | (株)パウハウス     |                                     |
| 8001 | 激裏サイト ケータイパラダイス 2          | 66070-29 | (株)ダイアプレス    |                                     |
| 8002 | スリリングケータイ裏サイト1200 Volume.2 | 68292-09 | マイウェイ出版(株)   |                                     |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

## （図 書）

| 番号 | 題 名                    | 区 分      | 発 行 所 等   |
|----|------------------------|----------|-----------|
| 1  | お姉さんとイッショ！9月号<br>VOL.6 | コードなし    | ウ ィ ズ 出 版 |
| 2  | 淫熟不倫妻                  | 60125-16 | (株)英和出版社  |

## （録画テープ等）

| 番号 | 題 名                        | 区 分 | 発 行 所 等       |
|----|----------------------------|-----|---------------|
| 1  | 完全裏ビデオ <sup>83</sup> 山口ナオミ | ビデオ | 不明            |
| 2  | 「わたし、企画女優だから・・<br>桜田佳子」    | ビデオ | 不明            |
| 3  | インブリード・セックス                | ビデオ | 不明            |
| 4  | 憧れのお姉さんひとりH                | ビデオ | グローバル         |
| 5  | お宝コレクション<br>工藤ひとみ・白浜なぎさ    | DVD | デジタルコミュニケーション |
| 6  | セレクション・オブTHE尿              | DVD | 同 上           |

## 山形県告示第983号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、大頭森山鳥獣保護区、千眼寺裏鳥獣保護区、袖浦鳥獣保護区、温海岳鳥獣保護区及び月山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 名 称 大頭森山鳥獣保護区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該地域は朝日連峰の東側に位置し、700メートルから1000メートル級の山々が連なる中山地帯である。大部分がブナ - ミズナラ群落を中心とした広葉樹林で、区域内には月布川が流れ、ツキノワグマ等大型森林鳥獣をはじめ、多様な鳥獣の生息に良好な環境であることから、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。
- 2 (1) 名 称 千眼寺裏鳥獣保護区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
集団渡来地の保護区

□ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は最上川と羽黒川の合流地点周辺に位置し、川岸にはヨシやヤナギ等が茂り、湿地も点在する区域で、オオハクチョウやマガモをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な場所となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定するものである。

3 (1) 名称 袖浦鳥獣保護区

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

□ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は庄内海浜県立自然公園内の海岸砂丘地域と最上川河口地域からなり、砂丘地帯はクロマツが植林され、最上川河口は草地となっている。区域内には、オオヨシキリやオオハクチョウ等の渡り鳥が多数飛来し、一年を通じて多様な鳥類が見られる重要な地域となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

4 (1) 名称 温海岳鳥獣保護区

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

□ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は庄内海浜県立自然公園内にあり、スギ植林とミズナラ群落を中心とする植生で、ツキノワグマやカモシカ等の大型獣類をはじめとする森林鳥獣の生息適地となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

5 (1) 名称 月山鳥獣保護区

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

□ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は磐梯朝日国立公園（月山地域）内にあり、標高1984メートルの月山南西部に位置している。大部分がブナ・チシマザサ群落からなる天然広葉樹林に覆われ、池沼や湿地が点在する自然豊かな地域で、ツキノワグマやカモシカをはじめとする森林鳥獣の生息適地となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

山形県告示第984号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、月山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 名称 月山鳥獣保護区特別保護地区

2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、天然広葉樹林が広がる中に、石跳川を中心に池沼等が点在する変化に富んだ地形を有し、多様な生物相が維持されており、鳥獣の生息に極めて重要な地域であることから、特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

## 山形県告示第985号

昭和58年10月県告示第1515号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成15年11月1日から施行する。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は磐梯朝日国立公園（月山地域）内にあり、標高1984メートルの月山南西部に位置している。大部分がブナ・チシマザサ群落からなる天然広葉樹林に覆われ、池沼や湿地が点在する自然豊かな地域で、ツキノワグマやカモシカをはじめとする森林鳥獣の生息適地となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は朝日連峰の東側に位置し、700メートルから1000メートル級の山々が連なる中山地帯である。大部分がブナ・ミズナラ群落を中心とした広葉樹林で、区域内には月布川が流れ、ツキノワグマ等大型森林鳥獣をはじめ、多様な鳥獣の生息に良好な環境であることから、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

第4項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

第4項に次の1号を加える。

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
集団渡来地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は庄内海浜県立自然公園内の海岸砂丘地域と最上川河口地域からなり、砂丘地帯はクロマツが植林され、最上川河口は草地となっている。区域内には、オオヨシキリやオオハクチョウ等の渡り鳥が多数飛来し、一年を通じて多様な鳥類が見られる重要な地域となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

第5項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで  
第5項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は庄内海浜県立自然公園内にあり、スギ植林とミズナラ群落を中心とする植生で、ツキノワグマやカモシカ等の大型獣類をはじめとする森林鳥獣の生息適地となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

山形県告示第986号

昭和48年10月県告示第1473号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成15年11月1日から施行する。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで  
第3項の次に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分  
集団渡来地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は最上川と羽黒川の合流地点周辺に位置し、川岸にはヨシやヤナギ等が茂り、湿地も点在する区域で、オオハクチョウやマガモをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な場所となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定するものである。

山形県告示第987号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程（昭和48年6月県告示第796号）の一部を次のように改正する。  
第4条の表を次のように改める。

| 原 資 の 種 類                                               | 融 資 機 関                                         |              | 農 業 近 代 化 資 金 助 成 法 第 2 条 第 2 項 第 2 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る 融 資 機 関 |              | 漁 業 近 代 化 資 金 助 成 法 ( 昭 和 4 4 年 法 律 第 5 2 号 ) 第 2 条 第 2 項 第 1 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る 融 資 機 関 |             |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                                                         | 農 業 近 代 化 資 金 助 成 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 者 | そ の 他 の も の  | 農 業 近 代 化 資 金 助 成 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 者                 | そ の 他 の も の  | 漁 業 近 代 化 資 金 助 成 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 从 第 5 号 まで に 掲 げ る 者                                | そ の 他 の も の |
| 1 農 業 近 代 化 規 程 第 2 条 の 表 ( 第 6 号 を 除 く 。 ) に 掲 げ る 資 金 | 年 0. 2 パーセント                                    | 年 0. 2 パーセント | 年 0. 2 パーセント                                                    | 年 0. 2 パーセント | -                                                                                         | -           |
| 2 農 業 近 代 化 規 程 第 2 条 の 表 第 6 号 に 掲 げ る 資 金             | 年 0. 2 パーセント                                    | 年 0. 2 パーセント | 年 0. 2 パーセント                                                    | 年 0. 2 パーセント | -                                                                                         | -           |



|                               |            |            |            |           |            |            |
|-------------------------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| 3 漁業近代化規程第2条の表（第2号を除く。）に掲げる資金 | -          | -          | -          | -         | 年0.2パーセント  | 年0.2パーセント  |
| 4 漁業近代化規程第2条の表第2号に掲げる資金       | -          | -          | -          | -         | 年0.3パーセント  | 年0.3パーセント  |
| 5 知事が特に必要と認める資金               | 年1.45パーセント | 年1.45パーセント | 年1.45パーセント | 年0.6パーセント | 年1.45パーセント | 年1.45パーセント |

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成15年9月19日から適用する。
- 平成15年9月19日に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第988号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「年0.10パーセント」を「年0.35パーセント」に改め、同号ロ中「年0.05パーセント」を「年0.15パーセント」に改め、同項第2号イ中「年0.10パーセント」を「年0.35パーセント」に改め、同号ロ中「年2.35パーセント」を「年2.95パーセント」に、「年0.05パーセント」を「年0.15パーセント」に改める。

第4条の表中「-」を「年0.2パーセント」に、「年1.25パーセント」を「年1.45パーセント」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条、第4条及び附則の規定は、平成15年9月19日から適用する。
- 平成15年9月19日に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第989号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 解除に係る保安林の所在場所  
長井市平野字濁り沢4166 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第990号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、地域振興整備公団山形総合開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄



- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成15年5月22日から同年8月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

山形県告示第991号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・4・25号東原村木沢線
- 2 施行者の名称  
山 形 県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 山形市春日町、城南町三丁目及び城西町二丁目地内
  - (2) 使用の部分 な し
- 5 告示年月日及び番号  
平成15年10月22日 東北地方整備局告示第79号

山形県告示第992号

平成11年3月県告示第283号（県営住宅の駐車場の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成15年11月1日から施行する。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

「  
県営関口アパート1号及び4号  
 」を

「  
県営関口アパート1号、2号及び4号  
 」に改める。

山形県告示第993号

平成11年3月県告示第283号（県営住宅の駐車場の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成15年11月14日から施行する。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

「  
県営関口アパート1号、2号及び4号  
 」を

「  
県営関口アパート1号及び2号  
 」に、

|          |     |   |
|----------|-----|---|
| 県営萩生住宅   | 800 | を |
| 県営飯豊アパート | 800 |   |

  

|          |     |       |
|----------|-----|-------|
| 県営飯豊アパート | 800 | に改める。 |
|----------|-----|-------|

山形県告示第994号

平成14年12月県告示第1287号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、平成15年11月1日から施行する。

平成15年10月31日

山形県知事 高橋和雄

|            |      |      |        |   |
|------------|------|------|--------|---|
| 県営関口アパート4号 | 44.7 | 0.82 | 14,800 | を |
|------------|------|------|--------|---|

  

|            |      |      |        |       |
|------------|------|------|--------|-------|
| 県営関口アパート2号 | 57.3 | 0.94 | 86,600 | に改める。 |
|            | 58.3 | 0.94 | 97,400 |       |
| 県営関口アパート4号 | 68.6 | 0.94 | 99,500 |       |
|            | 44.7 | 0.82 | 14,800 |       |

山形県告示第995号

平成14年12月県告示第1287号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、平成15年11月14日から施行する。

平成15年10月31日

山形県知事 高橋和雄

|            |      |      |        |   |
|------------|------|------|--------|---|
| 県営関口アパート1号 | 38.6 | 0.82 | 9,100  | を |
|            | 57.2 | 0.94 | 71,900 |   |

  

|            |      |      |        |    |
|------------|------|------|--------|----|
| 県営関口アパート1号 | 57.2 | 0.94 | 71,900 | に、 |
|------------|------|------|--------|----|

  

|            |      |      |        |   |
|------------|------|------|--------|---|
| 県営関口アパート4号 | 44.7 | 0.82 | 14,800 | を |
| 県営桜木アパート1号 | 59.3 | 0.97 | 37,400 |   |

  

|            |      |      |        |    |
|------------|------|------|--------|----|
| 県営桜木アパート1号 | 59.3 | 0.97 | 37,400 | に、 |
|------------|------|------|--------|----|

  

|          |      |      |        |   |
|----------|------|------|--------|---|
| 県営萩生住宅   | 50.0 | 0.86 | 13,200 | を |
| 県営飯豊アパート | 59.4 | 0.90 | 46,100 |   |

  

|          |      |      |        |       |
|----------|------|------|--------|-------|
| 県営飯豊アパート | 59.4 | 0.90 | 46,100 | に改める。 |
|----------|------|------|--------|-------|

山形県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年10月31日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成15年10月31日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泉田新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長    |
|-----------------------------|------|------------------|--------|
| 新庄市若葉町 2 番62から<br>同 2 番74まで | 旧    | 24.8メートル<br>13.8 | 67メートル |
| 新庄市若葉町 2 番61から<br>同 2 番74まで | 新    | 37.0メートル<br>19.0 | 同上     |

## 山形県告示第997号

次の開発行為は、完了した。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年7月29日 指令庄総建第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字猪子字下堀田192、193、194
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東田川郡藤島町大字三和字堰中100  
株式会社 ウエノ

## 山形県告示第998号

次の開発行為は、完了した。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年10月2日 指令庄総建第46号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡羽黒町大字押口字川端45、46、79、80  
東田川郡羽黒町大字細谷字北田157
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
新潟市川岸町一丁目53番地  
福田道路株式会社

## 山形県告示第999号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「東根市大字東根丁  
171番地の2」 を 「東根市中央西3番5  
号」 に改める。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

山形県告示第1000号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |   |                    |   |     |                  |       |
|-------|---|--------------------|---|-----|------------------|-------|
| 別表第5中 | 「 | 山形市七日町一丁目<br>4番47号 | を | 「   | 山形市本町二丁目4<br>番8号 | に改める。 |
|       | 」 | ” 本町二丁目4<br>番8号    | 」 | ” ” | ” ”              |       |

附 則

この規程は、平成15年11月10日から施行する。

**教育委員会関係**

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月31日

山形県教育委員会

委員長 安 孫 子

博

山形県教育委員会規則第8号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

|       |   |          |            |                                                                                                                  |                                                                            |  |  |   |
|-------|---|----------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--|--|---|
| 別表第1中 | 同 | 山形北高等学校  | 普 通<br>音 楽 |                                                                                                                  | 240<br>40                                                                  |  |  |   |
|       | 同 | 山形工業高等学校 | 工 業        | 機 械<br>電 気<br>建 築<br>土 木<br>工業化学<br>繊維工学<br>機械シス<br>テム<br>電子シス<br>テム<br>情報シス<br>テム<br>建築シス<br>テム<br>土木環境<br>システム | 募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>80<br>40<br>40<br>40<br>40 |  |  | を |

|   |          |    |          |     |  |  |  |
|---|----------|----|----------|-----|--|--|--|
| 同 | 山形北高等学校  | 普通 |          | 200 |  |  |  |
|   |          | 音楽 |          | 40  |  |  |  |
| 同 | 山形工業高等学校 | 工業 | 機械システム   | 80  |  |  |  |
|   |          |    | 電子システム   | 40  |  |  |  |
|   |          |    | 情報システム   | 40  |  |  |  |
|   |          |    | 建築システム   | 40  |  |  |  |
|   |          |    | 土木環境システム | 40  |  |  |  |

に、

|   |        |    |      |      |  |  |  |
|---|--------|----|------|------|--|--|--|
| 同 | 山辺高等学校 | 家庭 | 食物   | 40   |  |  |  |
|   |        |    | 福祉   | 40   |  |  |  |
|   |        | 看護 | 衛生看護 | 募集停止 |  |  |  |
|   |        |    | 看護   | 40   |  |  |  |

を

|   |        |    |    |    |  |  |  |
|---|--------|----|----|----|--|--|--|
| 同 | 山辺高等学校 | 家庭 | 食物 | 40 |  |  |  |
|   |        |    | 福祉 | 40 |  |  |  |
|   |        | 看護 | 看護 | 40 |  |  |  |

に、

|   |          |    |      |     |  |  |  |
|---|----------|----|------|-----|--|--|--|
| 同 | 左沢高等学校   | 普通 |      | 160 |  |  |  |
| 同 | 村山農業高等学校 | 農業 | 農業科学 | 40  |  |  |  |
|   |          |    | 生物工学 | 40  |  |  |  |
|   |          |    | 食品経済 | 40  |  |  |  |
|   |          |    | 環境科学 | 40  |  |  |  |

を

|   |          |    |         |      |  |  |  |
|---|----------|----|---------|------|--|--|--|
| 同 | 左沢高等学校   | 普通 |         | 120  |  |  |  |
| 同 | 村山農業高等学校 | 農業 | 農業科学    | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |    | 生物工学    | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |    | 食品経済    | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |    | 環境科学    | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |    | 農産システム  | 40   |  |  |  |
|   |          |    | 園芸サイエンス | 40   |  |  |  |
|   |          |    | 環境クリエイト | 40   |  |  |  |

に、

|   |        |    |  |     |  |  |  |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|
| 同 | 高畠高等学校 | 普通 |  | 120 |  |  |  |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|

を

|   |        |    |  |      |  |  |  |
|---|--------|----|--|------|--|--|--|
| 同 | 高畠高等学校 | 普通 |  | 募集停止 |  |  |  |
|   |        | 総合 |  | 120  |  |  |  |

に、

|            |     |      |      |  |  |   |
|------------|-----|------|------|--|--|---|
| 同 庄内農業高等学校 | 農 業 | 農業科学 | 募集停止 |  |  | を |
|            |     | 園芸工学 | 募集停止 |  |  |   |
|            |     | 生産情報 | 募集停止 |  |  |   |
|            |     | 生産流通 | 募集停止 |  |  |   |
|            |     | 生物生産 | 40   |  |  |   |
|            |     | 園芸科学 | 40   |  |  |   |
|            |     | 生物環境 | 40   |  |  |   |

|            |     |      |    |  |    |
|------------|-----|------|----|--|----|
| 同 庄内農業高等学校 | 農 業 | 生物生産 | 40 |  | に、 |
|            |     | 園芸科学 | 40 |  |    |
|            |     | 生物環境 | 40 |  |    |

|           |     |  |     |   |
|-----------|-----|--|-----|---|
| 同 酒田西高等学校 | 普 通 |  | 240 | を |
|-----------|-----|--|-----|---|

|           |     |  |     |       |
|-----------|-----|--|-----|-------|
| 同 酒田西高等学校 | 普 通 |  | 200 | に改める。 |
|-----------|-----|--|-----|-------|

別表第2中

|           |     |    |   |
|-----------|-----|----|---|
| 同 鶴岡南高等学校 | 普 通 | 80 | を |
|           | 被 服 | 20 |   |

|           |     |    |    |
|-----------|-----|----|----|
| 同 鶴岡南高等学校 | 普 通 | 80 | に、 |
|-----------|-----|----|----|

|            |      |     |    |   |
|------------|------|-----|----|---|
| 同 米沢工業高等学校 | 生産情報 | 1 年 | 10 | を |
|------------|------|-----|----|---|

|            |      |            |    |       |
|------------|------|------------|----|-------|
| 同 米沢工業高等学校 | 生産情報 | 1年又は<br>2年 | 10 | に改める。 |
|------------|------|------------|----|-------|

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**公 告**

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成15年12月3日(水)及び同月4日(木) 午前9時から午後5時まで
- (2) 場 所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県職員会館（あこや会館）会議室

2 受講手続

受講申込書を平成15年11月19日(水)までに山形市松波二丁目8番1号土木部都市計画課に提出すること。  
なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

3 その他

詳細については、土木部都市計画課（電話023(630)2584）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、高精度溝加工機等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成15年12月11日（木） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
高精度溝加工機 一式  
環境制御型電子顕微鏡 一式  
超高速加工機 一式  
微小部応力測定装置 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成16年3月19日（金）

(4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター

(5) 入札方法 (1)の から までごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告（平成15年1月24日付け山形県公報第1409号）により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 10の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

#### 10 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成15年11月26日（水）までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入



札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Hight Precision Groove Mechine 1 set

Environmental Scanning Electron Microscope 1 set

Ultra-high Speed Machining Center 1 set

Micro Area Stress Analyzer 1 set

- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. December 11, 2003

- (3) Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2723